日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

外国株式信用取引の制度整備について
（制度要綱）（案）

2020年11月18日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

１．検討の経緯等

【検討の経緯】
〇外国株式の売買の活性化（最近では20兆円規模）
〇現在、証券会社において、外国上場株式（東証上場外国株式を除く）の信用取引は行われていない
⇒会員証券会社から、個人投資家の投資機会の多様化に資するといった観点から、外国上場株式の信用取引の取扱いができないかといった要望が寄せられている

2019年12月、「外国上場株式の信用取引制度に関するワーキング・グループ」を設置し、実効性のある投資家保護のあり方等に関して検討に着手
（エクイティ分科会の下部のワーキング・グループ）

2020年11月、同ワーキング・グループにおいて「外国株式信用取引の制度整備について（制度要綱）」を取りまとめた

- 制度要綱については、2020年11月18日から12月17日までパブリックコメントを募集し、寄せられた意見等を踏まえ、同ワーキング・グループにおいてさらなる検討を行う予定
- なお、外国株式信用取引の制度の導入にあたっては、当局等に対して法令等に関する事項に関する所要の整備や解釈等の明確化を求めるとともに、本協会の自主規制規則の改正等について検討を行う予定

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

２．制度整備に当たっての基本的考え方

外国株式のリスク
（為替変動・株価変動・流動性リスクなど）

信用取引のリスク
（手元資金以上の損失など）

上記リスクを踏まえた、実効性ある投資者保護施策として規則化

・保証金率、保証金維持率、代用有価証券掛目の上乗せ規制
・対象銘柄を米国取引所上場の大型銘柄に限定（詳細はガイドラインに定める）
・取引開始基準・節度ある利用・過当勧誘の防止・取引状況の月次通知　等

対象投資家は主に個人

利用者にとってわかりやすい制度となるよう取引スキーム等を標準化（規則化）

・保証金の引出し、計算上の利益の引出し等の制限、追証の差入れ期限
・配当落調整額の取扱い　等

各社の創意工夫・裁量により対応すべき事項については規則化は行わない

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

３．外国株式信用取引制度要綱の概要（１）

	制度の概要
Ⅰ．取引形態	
１．本制度上の外国株式信用取引	・保証金府令第１条第１項に規定する「信用取引」のうち、会員が顧客に国内において信用を供与して行う外国金融商品市場における外国株券等の売買の委託の取次ぎ等であって、外国証券業者から会員又は顧客が信用の供与を受けないもの ・外国株式信用取引は店頭取引を想定せず、委託の取次ぎを前提とする。
２．対象銘柄等	・米国取引所に上場されている外国株券等 ・本協会が定める銘柄選定等に係るガイドラインに基づき、銘柄選定基準等を策定・公表 ・選定銘柄（リスト）を顧客に適切に示す
３．口座管理	・「外国株式信用取引口座」において管理 ・「外国株式信用取引口座設定約諾書」を徴求
Ⅱ．保証金	
１．最低保証金率、維持率	・最低保証金率は、約定金額（米ドル）の50% ・最低保証金維持率は、約定金額（米ドル）の30%
２．保証金の通貨	・米ドル又は円貨（円貨の場合には、米ドル換算額の95%）
３．代用有価証券	・代用有価証券の種類及び掛目は規則で規定（時差及び為替変動を考慮し、国内の信用取引の掛目から10%を減ずる（米国上場株券等を除く））
４．その他	・保証金の余剰分の引出しが可能（50%超過の保証金） ・評価損の場合は追加保証金を受け入れる

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

３．外国株式信用取引制度要綱の概要（２）

	制度の概要
Ⅲ．建玉の管理等	
１．分別管理	・「本担保有価証券」は現地保管銀行に開設する証券会社口座の自己口で管理、「代用有価証券」は顧客口で管理 ・いずれも、自社帳簿で直ちに判別可能な状態で管理
２．配当落調整額	・売建て顧客から配当落調整額を受領し、買建て顧客に支払う ・売建て顧客からは配当金と同額を徴収、買建て顧客には配当金の額から現地源泉税相当額及び国内源泉徴収額（国税分）を控除した額を支払う
Ⅳ．信用取引に係る規制措置	
１．取引開始基準	・取引開始基準を定め、基準に適合した顧客との間で行う
２．信用取引等の節度ある利用	・自社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう、常時留意
３．過当勧誘の防止等	・米国取引所や規制機関の取引規制の発動状況を確認する態勢の整備 ・上場廃止基準に該当した銘柄等については信用取引の新規建ての禁止
４．売買停止に関する説明	・米国取引所が売買停止を行った場合における外国株式信用取引に係る未約定注文の取扱いについてあらかじめ定め、顧客に説明
５．顧客への情報提供	・外国証券の発行者から供された資料について、売り残・買い残がある顧客の閲覧に供する ・外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資する重要な資料については、顧客の閲覧に供するよう努める
６．取引状況の通知	・頻度は月次

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

4. 国内株式の信用取引との違い

	国内株式の信用取引（一般信用）	外株信用取引
対象銘柄	国内取引所上場株式等のうち、証券会社が選定した銘柄	米国取引所上場株式等のうち、本協会が定める銘柄選定等に係るガイドラインに適合する銘柄の中から、証券会社が選定した銘柄
口座管理	国内株式信用取引口座	外国株式信用取引口座 （国内株式信用取引口座とは別口座）
最低保証金率	約定金額の３０％ （保証金府令が適用）	約定金額の５０％ （保証金府令が適用され、日証協規則にて50%と規定予定）
最低保証金	３０万円 （保証金府令が適用）	本協会が別に定める金額（米ドル） ※３０万円相当を超える米ドル （保証金府令が適用）
最低保証金維持率	約定金額の２０％ （取引所規則が適用）	約定金額の３０％ （日証協規則にて規定予定）

※日証協規則、銘柄選定等に係るガイドラインは今後検討

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

５．外国株式信用取引の概念図

○外国株式信用取引

国内において信用取引を行い、米国現地においてはマージン取引に該当しない通常の売買取引を行う

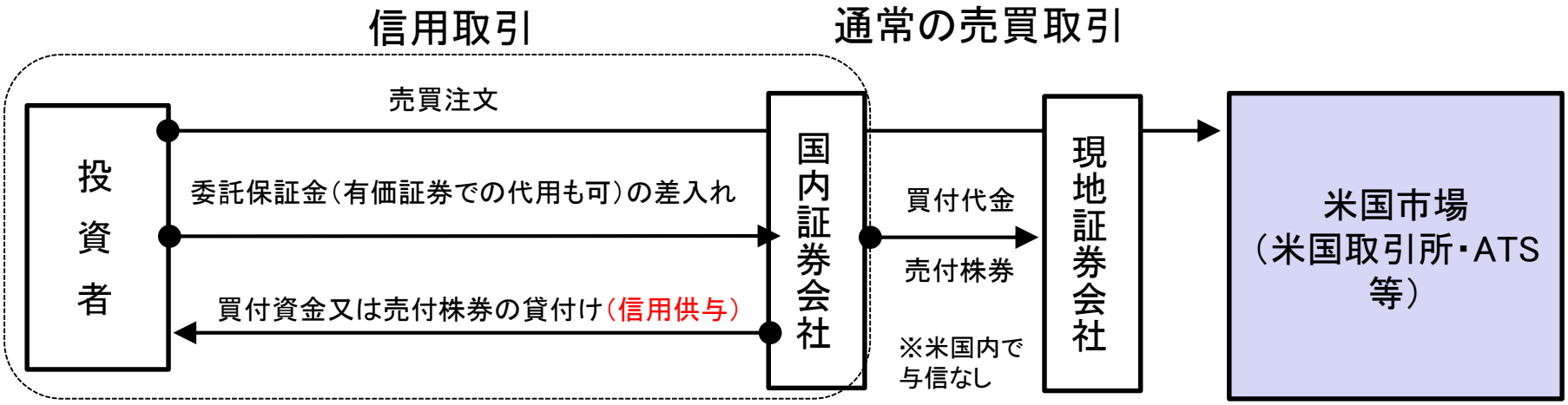

（参考）国内株式の信用取引

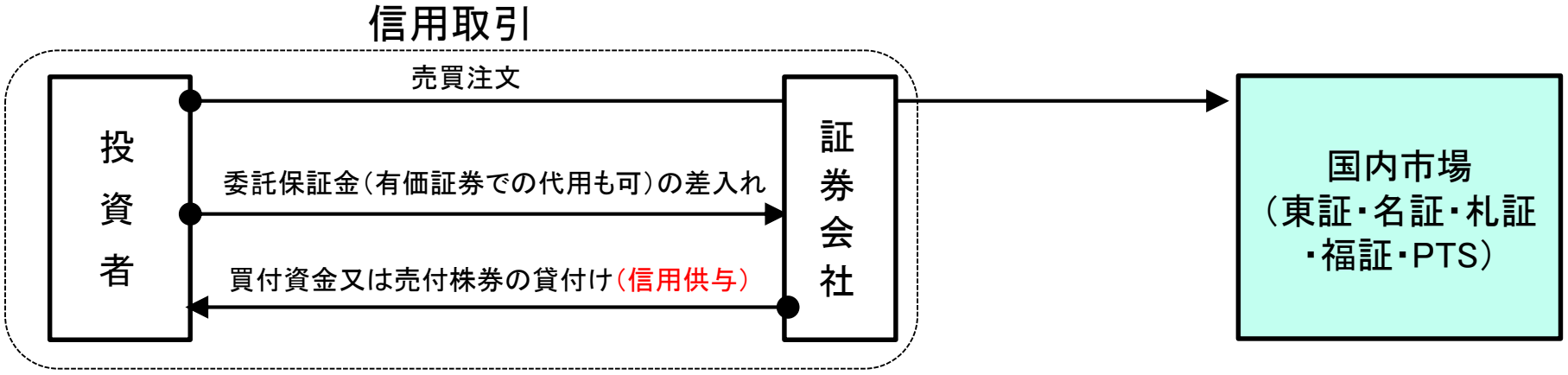

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

6. 信用買建ての事例(資金の流れ)

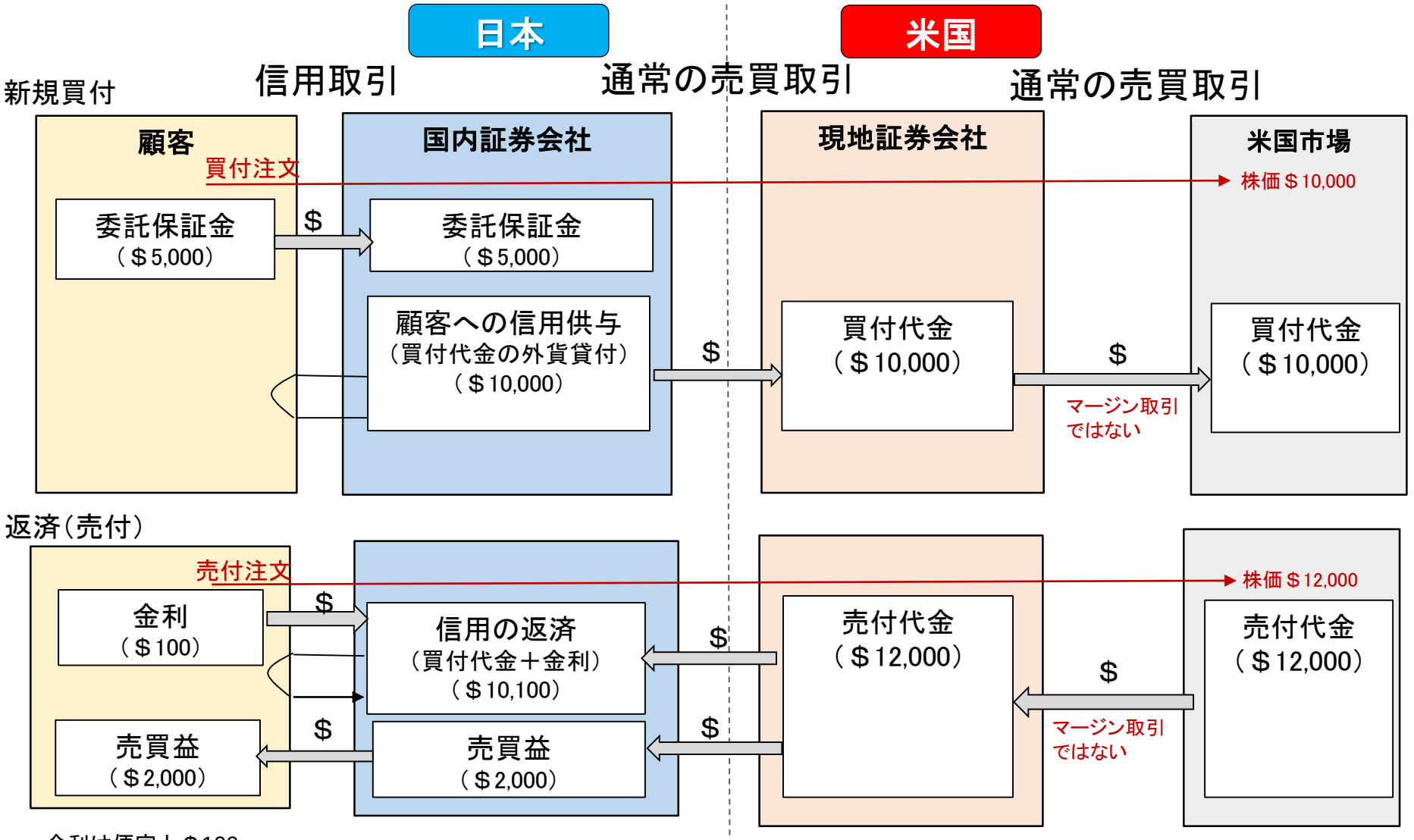

・金利は便宜上＄100
・委託保証金を円貨により受け入れることも可能。円貨の場合は、会員が指定する外国為替レートにより米ドルに換算した額の95%とする。
・売買損となる場合は、顧客は国内証券会社に損失相当分を支払う。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

7. 信用売建ての事例（資金の流れ）

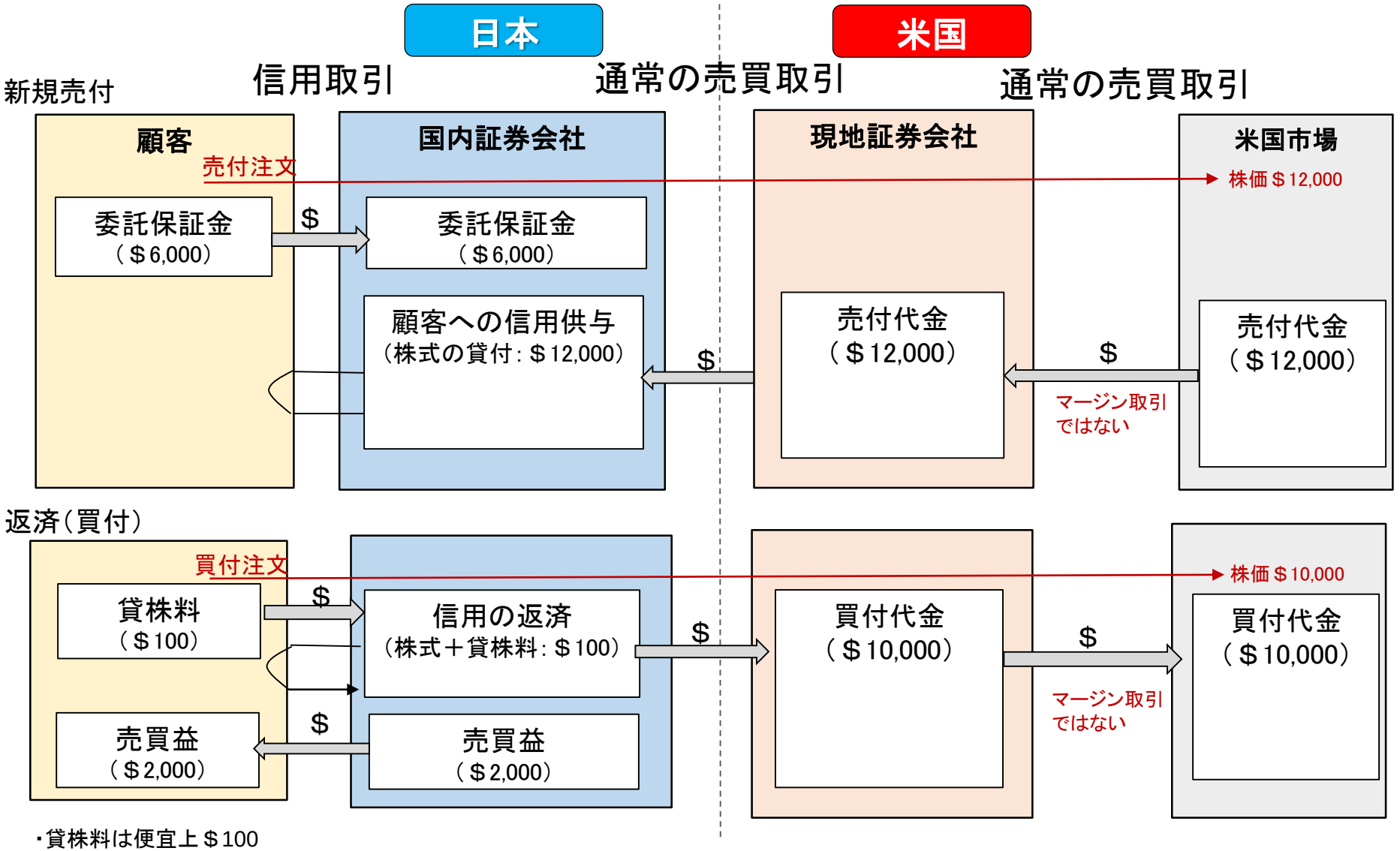

・貸株料は便宜上＄100
・委託保証金を円貨により受け入れることも可能。円貨の場合は、会員が指定する外国為替レートにより米ドルに換算した額の95%とする
・売買損となる場合は、顧客は国内証券会社に損失相当分を支払う。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.